

役員等報酬規程

社会福祉法人義弘会

社会福祉法人義弘会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人義弘会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける金銭をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 個々の役員の報酬等は、別表1に定める額とし、個々の評議員の報酬等は別表2に定める額とする。

(報酬の支給)

第4条 当法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額がある場合には、控除後に別表1、別表2の金額を報酬として支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は2019年3月28日から施行する。

別表1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000円(1日)
役員業務出席報酬等	5,000円(1日)
監事監査指導報酬等	5,000円(1日)
交通費等相当額	5,000円(1日)

別表2

名 称	報 酬
評議員会出席報酬等	5,000円(1日)
評議員業務出席報酬等	5,000円(1日)
交通費等相当額	5,000円(1日)